

お知らせ掲示板

くらし

9月は固定資産税第3期の納期です

納期限は9月30日です。納期限までに支払ってください。

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関、郵便局またはインターネットで申し込みください。

また、スマホ・タブレット端末を利用して、クレジットカードによる納付もできます。詳しくは、市ホームページへ。

【クレジットカード納付】 【Web口座振替登録】



(納税課 ☎328-2204)

お墓参り用臨時バスを運行します

無料

期9月22日(水)～24日(金) 内お墓参りが多い9月のお彼岸の時期に、三山荘と桃尾墓園間で臨時バスを運行します

※途中での乗り降りはありません。

【三山荘までのバス(有料)】

熊本市都市バス「三山荘」行(熊本桜町バスターミナルは26番のりば)

※三山荘バス停で下車し、臨時バスに乗り継ぎとなります。

【運行時間】

※三山荘・桃尾墓園間は約10分。

9月22日(水)・24日(金)

	三山荘 → 桃尾墓園	桃尾墓園 → 三山荘
1	9:10	9:25
2	9:45	10:05
3	10:45	11:05
4	11:45	12:05
5	12:45	13:05
6	13:45	14:35

9月23日(木・祝)

	三山荘 → 桃尾墓園	桃尾墓園 → 三山荘
1	9:05	9:20
2	10:07	10:27
3	11:07	11:27
4	12:07	12:27
5	13:00	13:20
6	13:50	14:35

詳しくは、ひごまるコール(☎334-1500)へ。

(健康福祉政策課 ☎328-2340)

市税の滞納処分により差し押さえたバイクの公売会を開催します

日10月8日(金) 【下見会】午前9時、【公売会】午前10時半(開場)、午前11時(入札) 場【下見会】西区役所駐車場、【公売会】西部公民館

詳しくは、市ホームページへ。
(納税課特別滞納対策室 ☎328-2202)

専用タブレットで住民異動手続きができます

住所変更の届出書をタブレット端末で作成する「届出ナビシステム」を東区へ導入します。ガイダンスにそってシステムを操作することで簡単に届出書を作成することができ、住所変更に関連した手続きも同時に知ることができます。

また、マイナンバーカードを使用することで、氏名・生年月日等の入力を省略でき、より簡単に届出書を作成することができます。

引越しの予定がある方は、ぜひ利用ください。

期9月9日(木)～場東区役所区民課窓口

(地域政策課 ☎328-2031)

ブロック塀等の撤去費用補助の受け付けを延長します

内避難に必要な道路等に面しているブロック塀の撤去費用を最大で20万円補助します 期100戸程度(先着順) 申12月28日までに必要書類を郵送で〒860-8601住宅政策課住宅支援班へ ※申し込み期限を7月30日までに12月28日までに延長しました。

【対象となるブロック塀】、【工事の条件】、【補助金額】その他要件について、詳しくは、市



ホームページまたは住宅政策課へ。
(住宅政策課 ☎328-2449)

共同墓地の復旧に関する補助事業を終了します

内熊本地震により被災した地域の共同墓地の復旧工事費用の一部に対して行っていた補助事業は、令和3年度で終了の予定です 内熊本地震で被災した地域の共同墓地の共有部分(通路や擁壁など)の復旧工事

※令和4年3月31日までに復旧工事が完了するものが対象です。

※工事が完了しない等、令和3年度中に補助申請が間に合わない場合は、必ず令和3年9月末までに相談ください。

(生活衛生課 ☎364-3187)

全国都市交通特性調査に協力ください

国土交通省では本市をはじめとする全国70市と協力して、人の動きに関する交通実態調査を実施します。市内から無作為で調査対象とした家庭に調査票を郵送しますので、協力をお願いします。(調査主体:国土交通省九州地方整備局広域計画課)

期9月下旬～11月ごろ 内平日・休日のある1日に、「どんな目的でどこに移動したか」などのアンケート調査 内無作為で抽出された、約2,000世帯

(調査実施本部 ☎0120-337-686)

熊本市スポーツリーダーを活用しませんか

内PTA活動や子ども会活動、部活動、各スポーツ教室、地域行事などにスポーツリーダーを派遣します 内市内に住むか通勤・通学する5人以上の団体・グループ ※参加者全員がスポーツ保険等に加入していることが必須条件 ※会場や用具は依頼者が準備ください 費リーダー1人に対して1回(2時間程度)1,000円 申希望日の2ヶ

週間前までに電話でスポーツ振興課へ

詳しくは、市ホームページまたはスポーツ振興課へ。

(スポーツ振興課 ☎328-2724)

気持ちよく公園を利用するために

公園はみんなが自由に利用できる場所ですが、「他人に危害を及ぼすおそれのある行為」や「他人の迷惑となる行為」は禁止されています。みんなが気持ちよく利用できるよう、一人一人がマナーを意識して公園を利用しましょう。

詳しくは、市ホームページへ。

(公園課 ☎328-2523)



「敬老の日に【火の用心】の贈り物」

住宅火災における死者の約7割が65歳以上の高齢者で、多くは、火災の発見が遅れたことによる「逃げ遅れ」が原因です。9月20日の敬老の日に、住宅用消火器や防災品など、大切な家族を火災から守るプレゼントをしてみませんか。あわせて、住宅用火災警報器の設置や点検を行きましょう。

詳しくは、市消防局フェイスブックへ。

■2021年度全国統一防火標語■

「おうち時間 家族で点検 火の始末」
(消防局予防課 ☎363-0263)



救急隊の感染予防

本市消防局では、救急隊が救急活動を行う際に、新型コロナウイルスの感染拡大を予防し、救急出場体制を確保するため、ゴーグルや防護服を着用することがあります。救急活動を受けている方が、必ずしも新型コロナウイルス感染症の感染者というわけではありません。

誤った情報に惑わされず、冷静な判断と行動をお願いします。

(消防局救急課 ☎363-2360)

がけ地・斜面の異常をお知らせください!

熱海市での土砂災害を受け、本市における「がけ地や斜面の異常」に関する情報を広く集めるため、市公式LINEで通報できるようにしました。

自宅の周り等でがけ地や斜面の異常などを発見された場合は、協力をお願いします。

※LINEアプリの位置情報機能を利用して場所を特定するため、発見場所で通報してください。



(都市政策課 ☎328-2502)

パブリックコメント 皆さんの意見を募集します。

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の特定個人情報保護評価書(素案)

提出先 9月1日～30日までに持参、郵送、ファクス(328-8666)またはメール(vproject@city.kumamoto.kumamoto.jp)で感染症対策課(〒862-0971中央区大江5丁目1-1)へ

閲覧場所 市ホームページ、区役所、感染症対策課など

くらしの中の人権 94

外国人の人権を尊重しよう

本市の統計では、令和2年12月末日現在で、6,437人(WEB統計書より参照)の外国人が暮らしています。国籍や宗教、言葉、生活習慣などさまざまであり、多くの「違い」があります。私たちはその「違い」を認識し、受け入れることができているでしょうか。受け入れることができずに差別的な対応をしてはいないでしょうか。

例えば、アパートの入居拒否や就職時の労働条件が異なるといったこと、特定の民族や国籍の人たちを誹謗中傷し、社会から排除しようとするヘイトスピーチなどの問題が全国各地で起きています。

もし、自分が同じような対応をとられたらどうでしょうか。きっと不愉快な思いをし、相手に対して良い印象は持てないでしょう。

外国人であること、文化的な背景が違うことなどで差別することなく、積極的に交流を図り、お互いを理解しあう努力をしながら全ての人が安心して快適に暮らせる「共生社会」を作っていきましょう。

(人権政策課 ☎328-2333)

消防車や救急車の緊急通行にご理解とご協力を

消防車や救急車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など緊急の用務を行うため、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。

道路交通法では、

- 緊急通行時はサイレンを鳴らす
- 赤色の警光灯を点灯する

などが決められています。

そのため、交通量の少ない道路や時間帯でも、サイレンを吹鳴し、赤色警光灯を点灯して、要請のあった場所まで向かいます。近隣住民の皆さんにはご理解いただきますようお願いいたします。

また、自動車などの運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、進路を譲るなど、スムーズな緊急通行ができるよう協力をお願いします。



(消防局情報司令課 ☎363-7137)